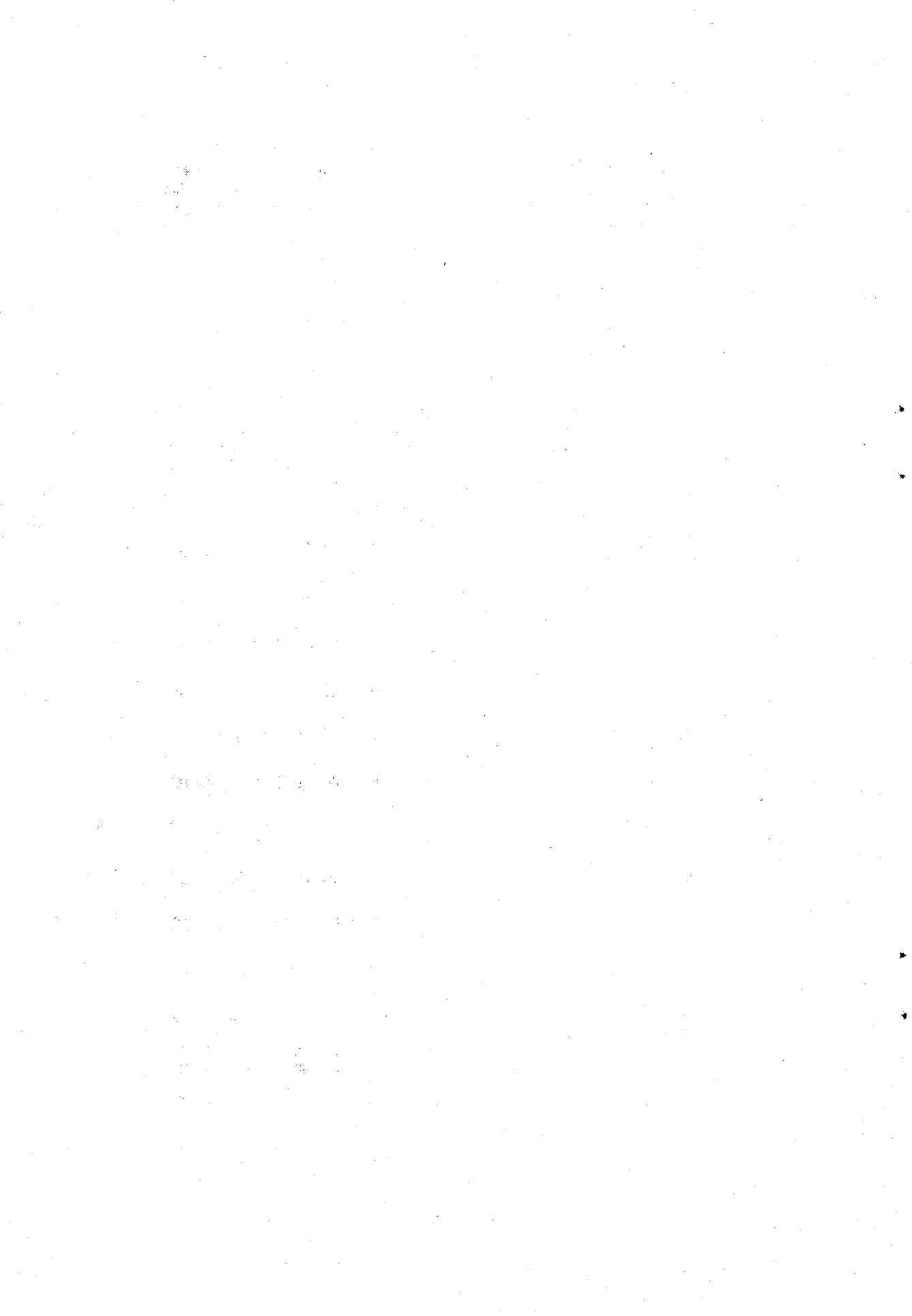


民 生

1	社 会 福 祉	69
2	生 活 保 護	71
3	兒 童 ・ 母 子 福 祉	73
4	身 体 障 害 者 福 祉	78
5	精 神 薄 弱 者 福 祉	81
6	老 人 福 祉	84
7	同 和 对 策 事 業	90
8	医 療 費 助 成 制 度	94
9	失 業 对 策 事 業	95
10	国 民 健 康 保 險	96
11	国 民 年 金	98
12	戶 籍 ・ 住 民	100
13	住 民 組 織	101
14	住 居 表 示 整 備 事 業 实 施 状 况	102
15	交 通 安 全 对 策	103
16	市 营 駐 車 場	107



1 社会福祉

(1) 民生委員

ア 地区別民生委員数 (定数669人)

(昭55.4.1現在)

地区 性別	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
男	128	82	45	54	31	340
女	132	65	14	88	29	328
計	260	147	59	142	60	668

イ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

(下部組織)

- 推せん会の下部組織として、小学校の区域ごとに熊本市民生委員推せん準備会をおく
- 準備会は民生委員候補者の下調べを行い、推せん会にその結果を内申する

(準備会委員)

- 準備会は委員9人以内をもって組織する
- 委員は小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有するものの中から推せん会委員長が委嘱する校区社協 校区婦人会 校区民生委員 校区自治会 校区PTA 校区保護司 校区老人クラブ 校区母子会 校区公民館各代表

民生委員推せん会

各校区より内申された候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする

ウ 処 遇

民生・児童委員報償金

総務 年額38,000円 委員 年額33,000円 (このほか各委員に35,000円県より支出)

市電(全線バス)、市バス及び各社バス乗車券年額4,000円相当

民生委員協議会運営交付金 年額2,676千円

特別旅費(大会等出席旅費) 年額145千円

民生

(2) 社会福祉団体一覧

(昭55.4.1現在)

名 称	代表者	所 在 地	設 置 目 的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	南千反畑町10番7号	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市母子会	板倉アキノ	新屋敷1丁目15番7号	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連 合 会	坂梨 日露	手取本町1番1号	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	広木 清人	紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	沢田 一精	水前寺6丁目 熊本県援護課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	紺屋今町46番地	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被爆者の会	内田 幸吉	南千反畑町9番16号	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	免出 磯	渡鹿6丁目6番40号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本BBS会	三宅新一郎	本荘5丁目15番12号	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水禁日本国民会議熊本県協議会	川村 継義	九品寺1丁目17番9号	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	沢田 一精	新屋敷2丁目2番22号	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会 熊本市支部	坂梨 日露	手取本町1番1号	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本 県支部熊本市地区	星子 敏雄	手取本町1番1号	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
原水爆禁止熊本県協議会	豊原健次郎	九品寺1丁目17番9号	核兵器の全面禁止及び被爆者救済を図る
熊飽肢体不自由児 父母の会	大島 重雄	九品寺6丁目6番40号	熊本市地区の肢体不自由児の福祉増進を図る
熊本市精神薄弱者 育成会	阿部 次郎	紺屋今町46番地	熊本市の精神薄弱者(児)の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者 福祉協会連合会	鎌田 大造	水前寺1丁目31番3号	組織強化並びに親睦・生活向上・自立更生・社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施 設連合会	松本 孝治	大江町大字渡鹿 768番地	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育所連盟	角野 義男	手取本町8番3号	保育事業の健全な発展、保育関係者の資質の向上を図る
社団法人 熊本市 保育園協会	岩男 保誓	手取本町8番3号	保育園の代表者が会員となり、保育園の資質の向上と保育園職員の福利厚生を図り、もって乳幼児保育の振興に寄与することを目的とする

2 生活保護

(1) 保護状況

区 分		年 度				
		50	51	52	53	54
生活 扶助	世 帯	3,753	3,711	3,741	3,890	4,009
	人 員	7,428	7,353	7,407	7,699	7,975
	金 額(千円)	1,508,400	1,593,801	1,876,337	2,168,504	2,349,445
住宅 扶助	世 帯	2,872	2,873	2,951	3,093	3,210
	人 員	5,604	5,655	5,793	6,086	6,300
	金 額(千円)	186,200	213,691	257,083	318,146	390,971
教育 扶助	世 帯	766	783	781	816	884
	人 員	1,287	1,309	1,298	1,354	1,438
	金 額(千円)	47,258	50,936	54,375	62,020	75,398
医療 扶助	世 帯	4,395	4,416	4,371	4,519	4,778
	人 員	5,962	6,170	5,867	6,746	6,345
	金 額(千円)	3,414,281	3,783,568	4,300,834	5,154,551	5,826,463
出産 扶助	世 帯	1.3	1.1	1.3	2.3	1.9
	人 員	1.3	1.1	1.3	2.3	1.9
	金 額(千円)	410	200	455	1,018	602
生業 扶助	世 帯	8.4	9.3	8.6	9	9.8
	人 員	8.4	9.3	8.6	9	9.8
	金 額(千円)	1,826	2,239	2,859	2,518	2,225
葬祭 扶助	世 帯	12.8	12.1	12.9	11.4	13.8
	人 員	12.8	12.1	12.9	11.4	13.8
	金 額(千円)	4,870	6,469	9,264	9,667	12,575
保護施設事務費(千円)		38,782	44,125	52,395	56,788	61,922
実 数	世 帯	5,103	5,020	5,044	5,234	5,386
	人 員	8,888	8,791	8,847	9,184	9,484
	金 額(千円)	5,202,027	5,695,031	6,553,607	7,773,212	8,719,601

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移(年度平均)

区 分		年 度				
		50	51	52	53	54
市		18.23 ‰	17.73 ‰	17.58 ‰	18.00 ‰	18.39 ‰
県		20.84	19.40	17.46	18.25	17.62

(3) 保護措置状況

区分 \ 年度	50	51	52	53	54
申請件数	1,193	998	1,109	1,296	1,143
開始件数	991	866	973	1,086	984
却下件数	160	112	112	170	187
廃止件数	1,002	904	853	865	994

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和54年度月平均)

区分	就 業 別		構 成 比
	内 訳	世 帯	
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	199	3.7 %
	日雇労務者	215	4.0
	内職者	73	1.3
	その他の就業者	149	2.8
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		332	6.2
働いている者のいない世帯		4,418	82.0
合 計		5,386	100

(5) 生活保護施設

(昭55.4.1現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	渡 辺 源 作	春日5丁目17番36号	昭35.1.2	60
授 産	友愛授産場	"	本 山 一 人	壺川2丁目1番57号	昭28.1.2	30
医療保護	イエズス聖心病院	"	マリ・アンネッ ト・ベリュベ	上林町3番56号	昭27.4	96

3 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未措置件数
51	公 立	1,525	1,466	1,329	90.7	137
	私 立	5,823	5,527	5,127	92.8	400
	計	7,348	6,993	6,456	92.3	537
52	公 立	1,631	1,621	1,309	80.8	312
	私 立	6,878	6,724	5,507	81.9	1,217
	計	8,509	8,345	6,816	81.6	1,529
53	公 立	1,681	1,649	1,360	82.4	289
	私 立	7,247	7,122	5,988	84.0	1,134
	計	8,928	8,771	7,348	83.7	1,423
54	公 立	1,586	1,575	1,363	86.5	212
	私 立	7,227	7,207	6,366	88.3	841
	計	8,813	8,782	7,729	88.0	1,053
55	公 立	1,625	1,603	1,421	88.6	182
	私 立	7,269	7,263	6,790	93.4	473
	計	8,894	8,866	8,211	92.6	655

(2) 階層別保育所措置状況

階層別 区分	A	B	C						D							
			1		2		3		1		2		3		4	
			基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額
公 立	65	287	69	16	123	28	97	22	29	8	86	19	95	18	108	22
私 立	182	1,429	324	90	600	192	518	149	193	69	444	136	431	139	610	159
計	247	1,716	393	106	723	220	615	171	222	77	530	155	526	157	718	181

(昭55. 4.1現在)

D																計
5		6		7		8		9		10		11		12		
基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	
72	9	53	9	42	6	21	3	17	3	19	3	14	2	47	9	1,421
300	80	180	50	126	25	88	21	62	11	37	9	33	5	88	17	6,797
372	89	233	59	168	31	109	24	79	14	56	12	47	7	135	26	8,218

(3) 保育所徴収金基準額

(昭55.4.1現在)

世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			
		3才未満児	3才以上児		
			3才児	4才以上児	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円		
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0		
C階層	A階層を除き前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	1	5,950	4,000	
		2	(2,970)	(2,000)	
		3	6,650	4,700	
D階層	A階層及び前年度分の所得課税世帯を除き	1	(3,320)	(2,350)	
		2	7,600	5,650	
		3	(3,800)	(2,820)	
		1	8,300	6,350	
		2	(4,150)	(3,170)	
		3	9,750	7,800	
		4	(4,870)	(3,900)	
		5	11,700	9,750	
		6	(5,850)	(4,870)	
		7	15,900	13,950	
		8	(7,950)	(6,970)	
		9	20,850	17,930	
10	(10,420)	(8,960)			
11	26,250	21,960			
12	(13,120)	(9,960)			
1	34,200	28,200			
2	(17,100)	(14,100)			
3	38,800	32,800			
4	(19,400)	(16,400)			
5	39,360	33,360			
6	(19,680)	(16,800)			
7	39,360	33,360			
8	(19,680)	(16,800)			
9	39,360	33,360			
10	(19,680)	(16,800)			
11	39,360	33,360			
12	(19,680)	(16,800)			

(注)

- ① 徴収金基準額中()内の数値は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、その2人目以降の児童に適用される額
- ただし、D階層の7、8、9、10、11、12の3才未満児の徴収金基準額欄の数値の適用は、次に規定するところによる
- ()内上段の数値 3才未満児が2人以上入所している場合、その2人目以降に適用される額
- ()内下段の数値 3才未満児と3才以上児とが入所している場合、3才未満児に適用される額
- ② 本表の規定にかかわらず、C階層又はD階層の1に属する世帯で、固定資産税の額が4,000円以上であるものの階層は、下表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる階層とする

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C階層の2
C階層の第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C階層の3
C階層の第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D階層の1
D階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の2

(4) 助 成

ア 助成金支出状況 (昭55年度予算)

熊本市保育所連盟助成金
年額 3,000千円

私立保育所補助基準(55年度)

私立保育所補助金
年額 48,059千円

定 員	3才未満児	3才児	4才以上児
60以下	1,020円	540円	480円
61~90	910	430	370
91~120	860	380	320
121~150	850	370	310
151以上	840	360	300

熊本市保育園協会助成金
年額 1,000千円

私立保育所保育時間延長業務補助金
年額 22,098千円

私立保育所障害児保育事業費補助金
年額 5,628千円

無認可保育所認可奨励補助金
年額 5,169千円

イ 保育所建設費補助金

補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫補助(負担)基準により算出した額から、当該法人が国、県又はその他の補助機関から交付を受けた補助金等の額を控除した額に、次表に定める補助率を乗じて得た額

補 助 率			
新 築 等		増 改 築	
市長が措置権者である場合	そ の 他	市長が措置権者である場合	そ の 他
4分の1	—	4分の1	—

年額 68,503千円(55年度予算)

ウ 無認可保育所助成 (昭51年12月1日開始)

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

助成状況 14カ所、249千円(55年度予算)

(5) 児童扶養手当

(昭55.4.1現在)

ア 児童扶養手当受給世帯数

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	1,846	226	292	145	283	15	2,807

(注) 月額 1人 26,000円

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

区 分	1級障害児	2級障害児	計
世 帯	400	98	498

(注) 月額 1人..... { 1級 30,000円
2級 20,000円

(6) 施 設

(昭55.4.1現在)

ア 助産・母子寮

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助産	熊本産院	熊本市	星子 敏雄	本山町427番地	昭25.7	20(床)
母子寮	熊本市立母子寮	"	"	大江6丁目1番50号	"26.8	18(世)
"	友愛会	社会福祉法人	佐藤 義昭	壺川2丁目1番57号	"23.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐 国男	本荘2丁目3番8号	昭22.1.2	30
慈愛園乳児ホーム	"	潮谷 総一郎	神水1丁目14番1号	"25.4	15

ウ 養護施設

慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	潮谷 総一郎	渡鹿5丁目9番12号	昭23.5	90
菊水学園	"	松本 孝治	大江町大字渡鹿1768番地	"25.1.0	80
藤崎台童園	"	尾里 一清	古京町3番5号	"24.3	70
竜山学苑	"	上村 宏洸	龍田町上立田915番地	"23.1.0	50

エ 精神薄弱児施設

愛育学園	社会福祉法人	坂本 次人	清水町大字新地720番地	昭38.1.2	80
大江学園	"	塘林 恭介	大江町大字渡鹿30番地	"40.6	90
仁愛ひかり園	"	宍戸 春雄	薄場町295番地7	"45.1.1	(通園)30

オ 教護院

清水ヶ丘学園	熊本県	桜井 吉松	清水町大字打越476番地	明42.2	60
--------	-----	-------	--------------	-------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	山口 拓爾	新生2丁目	昭28.7	60
----------	--------	-------	-------	-------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊本県	村上 慧	渡鹿3丁目15番12号	昭33.8	30
--------	-----	------	-------------	-------	----

ク 保育所

公立

施設名	定員		職員数			所在地	施設名	定員		職員数				所在地
	乳児(再掲)	再掲	保育	その他	計			乳児(再掲)	再掲	保育	その他	計		
本荘保育園	130		11	4	15	本荘6丁目	春日保育園	90		7	2	9	春日1丁目	
寺原 "	70		5	3	8	坪井5丁目	清水 "	90	1	7	2	9	清水本町	
横手 "	100		8	3	11	横手2丁目	中島 "	60		5	2	7	沖新町	
白山 "	90		6	2	8	白山2丁目	幸田 "	90	1	7	2	9	御幸笛田町	
京塚 "	110	2	8	3	11	健軍町	健軍 "	90	3	7	2	9	健軍2丁目	
京町台 "	90	2	6	2	8	池田1丁目	水前寺 "	90	9	7	2	9	水前寺公園	
城東 "	90		5	3	8	水道町	熊本乳児 "	60	3	15	3	18	水道町	
池上 "	60		4	2	6	池上町	黒髪乳児 "	60		10	5	15	黒髪2丁目	
小島 "	70		5	2	7	小島下町	麻生田 "	90		10	2	12	清水町大字麻生田	
大江 "	60		6	2	8	大江6丁目	計19カ所	1,590	21	139	48	187		

私立

施設名	定員				所在地	施設名	職員数				所在地		
	乳児 (再掲)	保母	その他	計			乳児 (再掲)	保母	その他	計			
白羊保育園	90		7	4	11	島崎3丁目	第二桜ヶ丘保育園	90	5	10	3	13	世安町
黒髪幼愛園	200	3	16	4	20	黒髪2丁目	本妙寺 "	90	3	9	3	12	花園4丁目
愛光幼児園	60		5	3	8	新大江2丁目	帯山 "	90	2	8	3	11	健軍町
城高保育園	60		6	3	9	城山大塘町	大光 "	60		5	3	8	画図町大字所島
みのり "	60		6	2	8	本荘3丁目	くすの実 "	120		10	3	13	楠4丁目
双葉 "	90	6	8	4	12	本荘2丁目	千草 "	90	2	7	3	10	萩原町
城南幼愛園	90	2	7	3	10	春日町	こずえ "	90	4	11	3	14	八島町
のぞみ保育園	90		6	3	9	若葉2丁目	光輪 "	60		6	2	8	秋津町沼山津
友愛会 "	60		6	3	9	壺川2丁目	つくし "	45	9	8	2	10	花園5丁目
聖母幼愛園	120	2	8	3	11	南町	エンゼル "	90		7	4	11	健軍町
ひかり幼児園	120	7	11	3	14	大江2丁目	城山 "	60		7	2	9	城山上代町
ひばり保育園	120	4	10	4	14	健軍町	やまびこ "	45	2	8	2	10	尾ノ上2丁目
旭 "	150		8	4	12	近見町	こまどり "	90		7	2	9	長嶺町
かっぱ "	150	1	10	4	14	保田窪本町	むつみ "	90		7	3	10	楠1丁目
マリア "	90		7	3	10	水前寺4丁目	第二森下 "	90	1	6	3	9	近見町
報徳 "	90	3	7	3	10	池田2丁目	さくらぎ "	60		6	3	9	花立3丁目
小磯 "	90	3	6	3	9	新南部町	武蔵ヶ丘 "	90	1	7	3	10	武蔵ヶ丘1丁目
螢光 "	60		5	4	9	花園6丁目	日向 "	60		5	3	8	戸島町
ひまわり "	60	2	6	3	9	新大江1丁目	御幸こばと "	90		7	3	10	御幸笹田町
秋津 "	90		7	3	10	桜木1丁目	田迎 "	90	1	7	4	11	田迎町大字良町
若葉幼愛園	90	1	8	3	11	池上町	さつきヶ丘 "	60	1	7	3	10	龍田町上立田
中島かおる保育園	90		8	3	11	中島町	第二エンゼル "	90		7	4	11	健軍町
有明保育所	60		6	2	8	小島下町	すみれ "	60		6	3	9	池亀町
藤崎台保育園	60		5	3	8	古京町	やまなみ "	90		7	3	10	戸島町
城北 "	120	4	10	5	15	清水町大字新地	松尾 "	60		5	4	9	松尾町
仁愛幼育園	210	3	17	5	22	薄場町	第二旭 "	60		5	3	8	近見町
ぎんなん保育園	90	1	8	2	10	京塚本町	日の出 "	60		6	3	9	桜木3丁目
川尻 "	90		8	3	11	川尻町	せきれい "	60	2	6	3	9	健軍5丁目
つばみ "	90		8	3	11	国府本町	こじか "	60	2	5	3	8	南高江町
シオン "	60	12	12	3	15	古城町	清水ヶ丘 "	60	3	7	3	10	清水町大字兎谷
くるみ "	90	1	8	4	12	渡鹿6丁目	第二画図 "	45	5	8	2	10	出水4丁目
仁愛乳児園	90	8	13	3	16	春日4丁目	仁愛第二幼育園	90	4	7	4	11	白藤町
木の実保育園	90		7	3	10	西原2丁目	出仲間保育園	60		6	3	9	田迎町大字出仲間
杉の子 "	90		7	3	10	二本木4丁目	なぎさ "	60		5	3	8	江津1丁目
天使の園 "	90	6	12	2	14	渡鹿1丁目	あゆみ "	60	2	5	3	8	龍田町弓削
きよめ "	60	5	9	4	13	国府2丁目	カトレア "	60	2	5	3	8	若葉6丁目
はけみや "	60	1	6	4	10	清水町大字高平	上ノ郷 "	60	2	5	3	8	上ノ郷町
九品寺 "	90		8	3	11	九品寺5丁目	木の葉 "	60	1	4	3	7	石原町
画図 "	60	1	7	3	10	画図町大字下江津	たつだ "	60		4	3	7	龍田町
二岡 "	120	3	8	3	11	戸島町	つばめ "	60	2	5	3	8	長嶺町
広福 "	60		5	3	8	長嶺町	日吉 "	60	2	5	3	8	十禅寺町
小山 "	90	1	6	2	8	小山町							
供合 "	114	1	8	3	11	上南部町	計85カ所	7,049	139	622	263	885	
森下 "	120		8	3	11	南高江町	公私計104カ所	8,639	160	761	311	1,072	

(注) 公立、私立の定員中乳児(0才児)数は実数

民生

コ 児童館

東部児童館

所在地 熊本市錦ヶ丘1番1号(東部市民センター内)

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和52年9月1日

構造 鉄筋2階建

敷地面積 8,205㎡

建物面積 273.23㎡(占用部分)

着工 昭和51年9月24日

完工 昭和52年6月20日

建設費 45,000千円

西原公園児童館

所在地 熊本市九品寺4丁目24番4号

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和53年8月1日

構造 鉄筋3階建

敷地面積 6,386㎡(西原公園面積)

建物面積 303.39㎡

着工 昭和53年1月4日

完工 昭和53年7月11日

建設費 52,585千円

龍田児童館

所在地 熊本市龍田町弓削1192番地41(龍田市民センター内)

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和54年7月11日

構造 鉄筋2階建

敷地面積 5,380㎡

建物面積 270.00㎡(占用部分)

着工 昭和53年9月6日

完工 昭和54年3月31日

建設費 48,582千円

4 身体障害者福祉

(1) 障害者の実態

(昭和54年度)

障害別	年齢	18才未満	18才以上	計
視覚障害		30	1,677	1,707
聴覚又は平衡機能障害		116	1,425	1,541
言語機能障害		3	76	79
肢体不自由		274	5,822	6,096
内部疾患		42	546	588
計		465	9,546	10,011

(2) 身体障害者福祉モデル都市

昭和50年5月モデル都市の指定を受け、各界の代表53名を「身体障害者福祉モデル都市推進協議会」の委員に委嘱。

協議会に民間施設、公共施設、広報の三部会を設けて、各身障者団体の意見、要望をもとにして昭和52年度までに46,440千円の事業費をもって次の事業を行った。

道路交通安全施設の整備

歩道の段差除去	総延長3,623m
歩道盲人用カラーブロック、点字鋲誘導帯の設置	” 3,623m
盲人用音響式信号機の設置	10カ所
聴覚障害者用交通安全標識設置	20本

公共施設の構造設備の改造

市庁舎及び市民会館内に点字カラーブロック、スロープ、自動ドア、専用トイレ、手すりを設置

熊本城、陸上競技場、水辺動物園に身障者専用トイレ4カ所を設置

公共施設に車椅子の配備

市庁舎及び出先機関14カ所に42台を配備

簡易入浴事業

寝たきりの重度身障者のため中央老人福祉センター内に簡易入浴装置を設置し、車椅子を備えた搬送車1台により看護婦付添で送迎

広報活動

聴覚障害者が安心して他所を訪問できるよう「聴覚障害者カード」と「竜の子マーク」をつくり配布
一般市民に対する普及啓もうとしては「市政だより」や各種会合を利用して広報を行うとともに各民間企業、行政機関や団体等に、施設設備の改善、待遇の改善等について協力を依頼、また小学校低学年のための福祉副読本の編集を委託

(3) 福祉バス（昭和53年度開始）

目的	身体障害者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員21人で、このうち4人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して身体障害者の福祉の増進を図る
対象者	本市在住の身体障害者手帳所持者
事業内容	市長が適当と認めた更生相談事業、機能回復訓練事業、各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業等に無料で運行する
対象者数	11,000人
55年度予算	1,853千円

(4) 身体障害者更生援護状況

(昭和54年度)

区分 障害別	取扱 実 人員	運賃割引証交付			相談・指導及び措置					手帳交付	
		国鉄		自動車	補 装 具	職 生 業 活 及 指 導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
		単 独 用	介 護 用	単 及 介 護 用							
視覚障害	611	239	324	48	66	189	1	7	545	162	160
聴覚障害	596	273	243	80	120	104			520	98	95
言語機能障害	20	12	5	3					22	2	2
肢体不自由	1,013	729	147	137	423	500	5	57	1,595	415	415
内部疾患						162	104	2	90	158	157
計	2,240	1,253	719	268	609	955	110	66	2,772	835	829

(5) 身体障害者家庭奉仕員制度

(昭55.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
10	40	9,495千円	93,800円

(注) 昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(6) 身体障害者相談 (昭和54年度)

相談員 22人(県費12人、市費10人)

相談件数 855件

委託料 月額1,100円

(7) 心身障害者扶養共済制度 (昭和45年4月1日開始)

目的

心身障害者の保護者が死亡又は廃疾となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいづく不安を軽減しようとするものである

心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3級までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められる者

加入者

心身障害者の保護者(心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの)であつて、原則として65才未満の者とする

保険料

年 齢 区 分	掛 金 月 額
35才未満の者	1,000 円
35才以上 45才未満の者	1,300
45 " 50 "	3,200
50 " 55 "	4,100
55 " 60 "	5,300
60 " 65 "	6,800

給付金

加入者が死亡又は廃疾となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円の年金を支給する

加入後1年以上の者で、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する

(8) 市民福祉特別手当

(昭55.4.1現在)

手当の種類	支給要件	金額(年額)	人員
重度心身障害児手当	障害等級1級2級・知能指数35以下の20才未満	6,000円	9
中度心身障害児手当	〃 3級4級 〃 50以下の 〃	3,000	4

(注) 障害福祉年金、福祉手当、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(9) 施設

(昭和54年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者リハビリテーションセンター	熊本県	古木 幸夫	長嶺町2255番地333	昭28.9	入所60 通所10

5 精神薄弱者福祉

(1) 福祉相談室

ア 業務の内容

家庭児童の養育指導に関すること

心身障害児(者)の療育、育成に関すること

婦人の生活福祉に関すること

その他の福祉相談に関すること

児童、心身障害児(者)及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の総合的診断、判定を行うこと

イ 職員の配置

室長 1人 家庭相談員 2人
 (精神薄弱者福祉司・心理判定員を兼務) 婦人相談員 2人
 事務職員 2人 老人電話相談員 2人
 技師(看護婦) 1人
 嘱託医 2人(嘱託料1人月額20,000円)
 福祉訓練指導員 2人

ウ 利用状況(昭和54年度)

障害別区分

障害	性別	男	女	計
精神薄弱	軽度	116+(1)	61+(1)	177+(2)
	中度	225	166	391
	重度	243	217	460
	最重度	271	171	442
弱	重症	14	12	26
	心身障害			
言語機能		15	15	30
性格行動問題		35+(1)	18+(1)	53+(2)
精神身体障害		48	22	42
その他		51	37	88
計		1,018+(2)	719+(2)	1,737+(4)

年齢別区分

年齢	性別	男	女	計
0才～5才		269	146	415
6～12		269+(2)	121+(2)	390+(4)
13～15		66	51	117
16～20		78	59	137
21才以上		336	342	678
計		1,018+(2)	719+(2)	1,737+(4)

(注) ()内数字は書類判定件数

エ 措置指導状況

(昭和54年度)

種別	生活	教育	施設	職業	医療	その他	計
性別							
男	295	25	157	16	73	452+(2)	1,018+(2)
女	217	11	122	5	48	316+(2)	719+(2)
計	512	36	279	21	121	768+(4)	1,737+(4)

(2) 心身障害児(者)家庭奉仕員

(昭55.4.1現在)

奉仕員	派遣対象世帯	奉仕員報酬1人当月額
13	22	97,200円

(注) 昭和46年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 福祉訓練所

業務内容 精神薄弱者で、直ちに一般雇用関係に入ることが困難な条件を持つ者に対し、二の丸公園地域の美化作業を中心とした、個別指導及びグループ指導、レクリエーション等の集団指導を行い、自立の援助を図る

収容人員 20人

(4) 職親制度 (昭55.4.1現在)

職親登録 19事業所
 職親委託数 11人
 委託料 1人月額 8,000円

(5) 精神薄弱者相談 (昭55.4.1現在)

相談員 15人
 相談件数 1ヵ月 43件(平均)
 委託料 1人月額 1,200円

(6) 精神薄弱者援護施設入所状況

(昭55.4.1現在)

施設種別	施設名	定員(重度)	措置人数
更生施設	もみの木園 (熊本市)	60(20)	25
	苓山寮 (本渡市)	90(30)	16
	なぎさ寮 (牛深市)	60(20)	8
	つつじヶ丘学園 (球磨郡)	60(20)	3
	清香園 (下益城郡)	40	4
	南海寮 (本渡市)	60(20)	9
	すみれ園 (鹿本郡)	60(30)	11
	高迎森寮 (阿蘇郡)	50(30)	14
	第2明星学園 (泗水町)	30	5
	赤坂園 (上益城郡)	30(30)	4
	有明ホーム (福岡県)	100	6
	太陽の園 (大牟田市)	60	1
	太陽の園 (福岡県)	60(30)	6
	天水生命学園 (玉名郡)	40	4
	城南学園 (下益城郡)	30	5
	潔き聖母の家 (大分県)	50	1
授産施設	蓮の実団地 (福岡県)	60	1
	雲仙福祉牧場 (長崎県)	50	6
	仁愛事業所 (熊本市)	30	22
	仁愛和光学園 (熊本市)	40	8
	健康荘 (福岡県)	60	4
	第2赤坂園 (福岡県)	50	4
	荒尾市小岱作業所 (荒尾市)	60	5
計			収容149 通所22

(7) 希望荘

所在地 熊本市大江5丁目1番15号
 経営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会
 開設年月日 昭和55年6月1日
 建物構造 鉄筋コンクリート地上3階(1部塔屋4階)
 敷地面積 898㎡
 建物面積 延1,232.23㎡
 主な設備 (1F)憩の間、相談室、ボランティア控室、湯沸室、身障便所、事務室、管理人室
 (2F)音楽室(防音)、生花・着付研修室、料理実習室、大ホール(防音・映写装置)
 湯沸室、身障便所
 (3F)プレイルーム、大会議室、和室、湯沸室
 建設費 270,249千円

民生

6 老人福祉

(1) 老人数 (昭55.4.1現在推計)

区 分	人 数
65才～69才	16,335
70才以上	28,341
計	44,676

(2) 措置状況 (昭55.4.1現在)

区 分	施設数(県内)	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	14(14)	750	326
特別養護老人ホーム	12(11)	1,399	177
計	26(15)	2,149	503

(3) 老人健康診断実施状況

区分 \ 年度	50	51	52	53	54
対象人員	35,000	37,564	39,221	42,944	42,950
受診人員	5,043	8,302	9,659	11,368	12,238
受診率(%)	14.6	22.1	24.6	26.5	28.5
経費(円)	6,567,851	12,012,043	15,453,977	20,686,907	24,749,099

(注) 市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

(4) 老人家庭奉仕員制度 (昭55.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
26人	104	40,119千円	93,800円

(注) 昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 老人クラブ助成状況

ア 老人クラブ活動助成

区 分 \ 年 度	50	51	52	53	54
老人クラブ助成対象数	281	308	333	346	357
会 員 数	17,775	19,684	21,150	22,040	22,768
助成金支出額(円)	13,983,600	14,692,000	15,588,000	16,492,000	17,016,000

助成基準 50人以上が登録し、9カ月を超え、活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6カ月以上)

助成金 月額4,000円

イ 老人クラブ結成助成

金額 1クラブ当たり 5,000円
件数 7件(昭和54年度)

(6) 施設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所在地 熊本市南千反畑町10番7号
経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
開設年月日 昭和50年9月2日
構造 鉄筋2階建
敷地面積 541㎡
建物面積 延496㎡
建設費 51,435千円
開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週月曜日及び祝日)
使用料 浴室使用料 20円
定員 200人
主な設備 機能回復訓練室等

東老人福祉センター

熊本市健軍町4798番地
熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
昭和46年4月1日
木造、瓦葺、平屋建
330㎡
延208.7㎡
8,445千円
午前9時～午後5時(休館日は毎週火曜日及び祝日)
浴室使用料 20円
100人
集会娛樂室 1、図書室 1
娛樂室 1、浴室 1

西老人福祉センター

所在地 熊本市小島上町4番地
経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
開設年月日 昭和49年7月10日
構造 木造、平屋建
敷地面積 3,400㎡
建物面積 延252㎡
建設費 25,875千円
開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週木曜日及び祝日)
使用料 浴室使用料 20円
定員 100人
主な設備 集会室1、娛樂室1、談話室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室 2

南老人福祉センター

熊本市八幡町1368番地1
熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
昭和49年6月27日
木造、平屋建
410㎡
延264㎡
24,486千円
午前9時～午後5時(休館日は毎週金曜日及び祝日)
浴室使用料 20円
100人
集会室1、談話室1、娛樂室1
図書室1、浴室男女各1
事務室1、管理人室 2

北老人福祉センター

所在地 熊本市八景水谷1丁目2番6号
 経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)
 開設年月日 昭和48年10月22日
 構造 鉄筋、平屋建
 敷地面積 2,961㎡
 建物面積 延296㎡
 建設費 24,300千円
 開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週水曜日及び休日)
 使用料 浴室使用料 20円
 定員 100人
 主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1
 図書室1、浴室男女各1
 事務室1、管理人室2

利用状況

(昭和54年度)

区分 \ 施設名	中央	東	西	南	北
利用者	19,757	9,166	8,558	12,855	9,658
1日平均利用者	65	30	28	42	32
使用料収入(円)	395,140	183,320	171,160	257,100	139,160

イ 明生園

所在地 熊本市花園7丁目19番1号
 経営主体 熊本市
 開設年月 昭和54年10月
 種別 養護老人ホーム
 構造 鉄筋コンクリート瓦葺2階建、一部平屋建
 敷地面積 13,159.9㎡
 建物面積 延3,231.24㎡
 建設費 459,080千円
 定員 120名
 主な設備 集会所、談話室、作業室、医務室、静養室、浴室、洗濯室、面会室、全館冷暖房設備
 防火設備

措置状況

(昭和54年度)

区別 \ 性別	男	女	計
熊本市(市費)	37	54	91
熊本県(県費)	2	2	4
計	39	56	95

ウ 老人憩の家

区 分	所 在 地	経営主体	開設年月	構 造	敷地面積	建物面積	建設費	開館日時	使用料	定 員
龍 寿 荘	龍田町上立田 1085番地3	熊本市 地元 (運営委 員会に 委託)	48.10	木造平屋	m ² 1,642	m ² 277.2	円 5,615	午前9時 } 午後5時	無 料	人 50
新地(団地集会所併設)	清水町大字新地	"	"	"	-	42.5	-	"	"	30
城山半田老人憩の家	城山半田町 424番地	"	49. 4	"	264	61.37	3,652	"	"	50
北水前寺集会所	水前寺3丁目11番27号	"	49. 7	木 2階建 プレハブ 平屋	1,322	49.68	3,426	"	"	40
黒髪老人憩の家	黒髪6丁目26番26号	"	49.10	"	100	33.88	3,000	"	"	30
城北	清水町大字麻生田 1729番地1	"	"	"	324	58.32	4,500	"	"	30
清水	室園町 17番24号	"	50. 1	"	200	58.32	4,500	"	"	30
花園	花園5丁目17番42号	"	50. 2	"	100	38.88	3,000	"	"	30
田迎	田迎町大字出仲間 532番地	"	"	"	528	38.88	3,000	"	"	30
尾ノ上	尾ノ上2丁目12番22号	"	"	"	149	57.08	4,350	"	"	50
秋津	秋津町沼山津1387番地	"	50. 3	木造平屋	495	91.79	7,870	"	"	50
春日	春日5丁目8番21号	"	50. 6	プレハブ 平屋	85	39.29	3,000	"	"	30
春竹	萩原町 740番地1	"	50.11	"	362	68.04	4,871	"	"	50
出水	出水5丁目14番6号	"	51. 4	"	125	38.88	3,250	"	"	30
油出集会所	長嶺町 702番地58	"	51. 5	"	125	38.88	3,250	"	"	30
大江川づる	大江1丁目36番1号	"	51. 6	"	125	38.88	3,320	"	"	30
黒髪西老人憩の家	黒髪3丁目2番27号	"	51.12	木造平屋	693	59.61	4,335	"	"	50
長嶺	長嶺町 3224番地	"	52. 8	"	102	42.0	3,000	"	"	30
高平台	津浦町 23番47号	"	52.12	"	157	54.5	4,510	"	"	50
日吉	平田町 564番地	"	"	"	2,970	69.3	5,100	"	"	50
桜木	秋津町沼山津639番地	"	53. 3	"	3,205	63.4	5,000	"	"	50
池上	谷尾崎町	"	53. 4	"	104	49.6	3,750	"	"	40
清水北	清水東町 9番7号	"	"	"	149	75	4,994	"	"	55
白坪	蓮台寺町 920番地	"	"	"	865	86	9,515	"	"	60
中島	中島町 1810番地	"	"	"	100	49.6	3,580	"	"	40
城山大塘	城山大塘町	"	"	"	1,980	60	4,850	"	"	50
九品寺	九品寺5丁目4番14号	"	"	"	77	49.6	3,950	"	"	40
神水	神水1丁目28番1号	"	53.10	"	3,220	49.68	4,050	"	"	40
託麻北	上南部町 1186番地	"	"	"	8,712	49.68	3,740	"	"	40
大江東原	大江6丁目12番1号	"	53.11	木造2階	993	39.60	3,880	"	"	30
力合	荒尾町 2番地	"	"	木造平屋	433	72.84	5,380	"	"	50
武蔵	武蔵ヶ丘2丁目53番地	"	54. 4	"	9,333	49.68	4,330	"	"	40
白山	白山3丁目3番1号	"	"	"	2,901	49.68	4,250	"	"	40
東町	健軍町 3278番地4	"	"	"	330	72.84	5,224	"	"	50
新屋敷	新屋敷3丁目4番20号	"	"	"	4,734	60.63	4,876	"	"	50
託麻東	戸島町 3983番地8	"	55. 2	"	2,364	44.71	3,855	"	"	35
高野辺田	城山上代町 275番地	"	55. 4	"	128	49.68	4,590	"	"	40
南高江	南高江町 590番地	"	"	"	812	49.68	4,580	"	"	40
弓削	弓削町 832番地3	"	"	"	175	49.68	4,350	"	"	40
楠	楠2丁目1番12号	"	"	"	476	49.68	4,280	"	"	40
龍田	龍田町上立田689番地	"	"	"	376	60.63	5,850	"	"	50
下南部	下南部町 125番地	"	"	"	1,047	49.68	4,550	"	"	40
上熊本	上熊本1丁目9番21号	"	"	"	231	60.63	5,632	"	"	50

民生

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 護 老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	上原 勇一	神水1丁目14番1号	23. 11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	八巻 ツネ	島崎6丁目1番27号	21. 11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	秋山 禎範	黒髪5丁目23番1号	26. 5	70
〃	熊本めぐみの園	〃	青木 祐心	小山町1781番地	47. 2	70
特 別 養 護 老人ホーム	パウラスホーム	〃	林 宏	神水1丁目14番1号	39. 7	56
〃	桜ヶ丘寿徳苑	〃	藤院 了幸	小山町2493番地	49. 5	88

(7) 老人福祉手当

区 分	支 給 要 件	年 額	人 員 (見込)	55年度予算
寝たきり老人手当	寝たきり状態3ヶ月以上、65才以上70才未満	6,000円	6	36,000円
収容老人特別手当	老人ホームに入所している65才以上70才未満	6,000	14	84,000

(8) 敬老祝金（昭和45年4月1日開始）

目 的 高齢者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである

受給資格 88才以上であって、本市に居住している者

金 額 年額 5,000円

支給人員 818人（昭和54年度）

(9) 老人居室整備資金融資（昭和48年4月1日開始）

目 的 老人と同居する世帯に対し、老人の専用居室を増・改築するために必要な資金を貸し付けることにより、老人と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 1,000千円

貸付条件 利率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60才以上の老人と同居する者で市内に居住し、老人の専用室を増・改築しようとする者

55年度予算 貸付金 48,000千円

(10) 老人福祉電話相談（昭和48年4月1日開始）

目 的 一人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種サービスを提供する

電話貸与台数 137台（昭和54年3月末現在）

貸付対象者 65才以上の老人で市内に居住し、一人暮らしで近所に介護者のいない者

55年度予算 6,091千円

(11) 移動浴槽車（昭和47年11月開始）

目 的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る（熊本市社会福祉協議会へ委託）

車 両 移動浴槽車 1台
搬送車 1台
従事者 運転手 2人
奉仕員 2人
看護婦 1人

対象者数 80人（1人につき月2回派遣）（昭55.4.1現在）

55年度予算 6,594千円

(12) 電車・バス特別回数券交付（昭和50年7月1日開始）

目 的 老人及び心身障害者の福祉増進のため、電車・バス特別回数券を交付する

対 象 者 70才以上の老人。ただし寝たきり及びそれに近い状態の人を除く

（心身障害者の場合は、障害等級1級～3級の人及び知能指数50以下の人。なお介護を要する場合は介護者を含む）

事業内容 70才以上の老人に敬老優待証及び特別回数券を交付する

電車（市）、バス（市、産交、電鉄、熊本バス）に乗車する際、敬老優待証（心身障害者の場合は手帳）を提示することにより、特別回数券を使用できる

なお、交付する特別回数券は、希望する1社のもので、2,310円相当（心身障害者の場合は1,540円相当）

対象者数 老人 28,340人 身障者 3,400人 精薄者 700人

55年度予算 50,000千円

(13) 一人暮らし老人訪問（昭和50年7月1日開始）

目 的 一人暮らし老人を訪問し、声をかけて、その安否を確認し、あわせて乳酸菌飲料等を配布することによって老人の福祉の増進を図る

対 象 者 市内に居住する満65才以上の一人暮らし老人で、日常安否の確認をする者がいない者

事業内容 市が委託する乳酸菌飲料等の販売業者の配達人が、一人暮らし老人を訪問し、安否の確認をし、あわせて乳酸菌飲料等を配布する。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする

対象者数 1,700人

訪問回数 週隔日3日

55年度予算 5,880千円

(14) 老人農園（昭和51年度開始）

目 的 土に親しみながら老人の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10～15㎡程度貸与する（熊本市老人クラブ連合会に委託）

対 象 者 60才以上の老人

農 園 数 7カ所（1カ所当たり 1,000㎡程度）

55年度予算 140千円

(15) ふとん乾燥（昭和53年度開始）

目的 65才以上の寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者（児）の寝具の無料乾燥事業を行うことにより寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者（児）の福祉の増進を図る

対象者 第1段階として老人家庭奉仕員、身体障害者家庭奉仕員及び心身障害者家庭奉仕員の派遣先及び移動浴槽車の派遣先の該当者を対象に実施し、その結果をみて一般の寝たきり老人及び重度の寝たきりの心身障害者の世帯に対象を広げていく

事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施

対象者数 125人

55年度予算 575千円

(16) 生きがいと創造の事業（昭和54年度開始）

目的 希望と能力に応じた生産又は、活動に参加することによって、老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにするために生きがい作業所を設け、専任の講師による助言を受け、生産又は創造的活動を行う

対象者 市内居住のおおむね60才以上の人

作業所 熊本市花園7丁目19番1号 明生園内
木造平屋建 58.8㎡

内容

講座名	参加者	実施回数
陶芸	40人	月4回
園芸	40	月2回
手芸	40	月4回

7 同和対策事業

(1) 概況

昭和40年8月、内閣総理大臣の諮問機関である同和対策審議会から、同和问题解決のための基本的方策について答申がなされ、これに基づき昭和44年7月「同和対策事業特別措置法」が制定施行された。

この法律では、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域（同和対策対象地域）の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することを同和対策事業の目標としている。

本市においても、同和対策審議会の答申の趣旨を十分尊重するとともに、同和対策事業特別措置法 の精神にのっとり、同法施行以来、国及び県の施策に歩調を合わせながら、対象地域の実情及び地域住民の意向を尊重し、逐次同和対策事業をすすめている。

具体的には、昭和47年度から住宅改修資金貸付事業及び街燈設置事業を、また48年度以降は各種の入園・入学支度金及び就職支度金などの給付事業を実施してきた。

さらに50年12月、市民局に同和対策室が設置された。以後関係各部署と緊密な連携のもとに、地域住民の理解と協力を得て同和対策事業の推進につとめている。

ことに、生活環境の改善整備の対策としては、51年度に地区道路の舗装事業、52年度には、公営住宅の建設及び住宅新築資金の貸付事業などに着手し、また、社会福祉の向上及び健康増進の対策としては、50年度に隣保館を建設、51年度から開館し地域住民の生活の改善向上及び同和问题の解決に資するためのコ

コミュニティセンターとして、各種の事業活動を行い多くの住民に活用されている。さらに52年度には、児童館を建設、53年度から開館し児童の健全育成の拠点として活用されている。

なお、これらの対策とあわせて、住民の職業の安定及び教育の充実をはかるための各種の事業も重点的に推進しつつある。

一方同和問題の正しい理解と認識を深めるため、「市政だより」等を通じて広く市民一般に対する啓発活動に取り組んでいる。

今後の課題としては、昭和53年10月の臨時国会において、「同和対策事業特別措置法」の期限が3カ年延長され、またそれに対する附帯決議が3項目に亘りなされていることにかんがみ、各種の事業を引き続き強力に推進するとともに実態の把握に努め、更には人権尊重の精神に徹した教育、啓発活動をより一層積極的に展開して、目標達成のため努力する。

(2) 同和地区の概要

- ア 地区数 1地区
 イ 地区面積 11.90ha
 ウ 世帯数及び人口構成

区 分	世帯数	人口総数	性 別 人 口		年 齢		
			男	女	0～5	6～14	15～19
地区全体	694	1,858	887	971	134	184	147
同和関係	446	1,308	610	698	93	134	106

別 人 口				
20～34	35～44	45～59	60～64	65以上
495	287	377	57	177
304	197	288	45	141

エ 混住率 70.4%

オ 生活保護状況

区 分	被保護人員	保護率
市 全 体	8,839	18.4%
地 区 全 体	163	87.7
うち同和関係	141	107.8

カ 所得階層分布

区 分	世 帯 数	構 成 比
生活保護被保護世帯	84	12.1%
住民税非課税世帯	196	28.2
住民税均等割課税世帯	158	22.7
住民税所得割課税世帯	256	37.0

(注) 昭和50年8月1日現在調査

(3) 同和対策事業の概要

項 目	事 業 名	事業開始年度	事業費 (昭和55年度)	担当 部 局
			千円	
教育をすすめるための施策	適正就学の促進	48	28,455	教育委員会事務局
	クレベリン検査等	〃		
	教職員の研修	〃		
	入園入学支度金(幼稚園及び小、中学校並びに高校、大学)	〃		
	幼稚園保育料	(大学51)		
	社会同和教育	53		
	健康増進体力向上	48		
	青少年教育	〃		
	子供勉強会(小学生及び中学生)	51		
	奨学金(高校及び大学)	〃		
居住環境の整備促進のための施策	街燈設置	47	103,806	} 福祉部
	住宅改修資金の貸付	〃		
	地区道路の舗装	51		土木部
	水洗便所改造	52		
	児童公園整備	〃		} 管理部
	公営住宅建設	〃		
	住宅新築資金貸付及び宅地取得資金貸付	53		
社会福祉の向上及び健康増進のための施策	隣保館の運営	50	46,742	} 同和対策室
	保育所入所支度金	〃		
	高齢者厚生給付金	51		} 福祉部
	葬祭援護金	〃		
	心身障害者援護給付金	〃		} 衛生部
	新生児出産祝金	〃		
	そ族昆虫の駆除	〃		
	トラホーム予防特別対策	〃		
	結核、がん検診	〃		} 衛生部
	保健相談	52		
乳児栄養強化	〃	} 福祉部		
児童館の運営	〃			
老人身障者日常生活用具給付	53			
職業の安定向上のための施策	自動車運転免許委託料	50	1,758	商工部
	職業訓練校入校支度金	51		
	中学校卒業者就職支度金	48		
	高校卒業者就職支度金	51		
	中高年齢者就職支度金	52		
	職業訓練受講奨励金	〃		
中小企業の経営をよくするための施策	中小企業安定資金融資利子補給	48	23,048	商工部
	中小企業経営指導	51		
その他総合的な施策	市職員研修	50	7,142	職員部 同和対策室
	同和対策事業の推進と調整	〃		
合 計			210,951	

(4) 隣保館

隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申の趣旨にかんがみ、同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって同和行政の第一線機関として位置づけられるとともに、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上及び同和問題のすみやかな解決を図るための、コミュニティーセンターとして活動することを目的とする。

所在地 熊本市本荘4丁目6番6号
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和51年5月1日
 構造 鉄筋コンクリート2階建(冷暖房設備付)
 敷地面積 639.32㎡ 建設総事業費 11,520,950.5円
 建物面積 660㎡ 用地費 2,900,850.5円
 1階 278㎡ 工事費 8,055,000.0円
 2階 382㎡ その他
 規 模 の経費 5,651,000.0円

1 階			2 階		
区 分	床面積	収容人員	区 分	床面積	収容人員
生活改善室	44.1㎡	30	集会室	181.3㎡	150
教養娯楽室	53.1	30	会議室	76.9	50
事務室	27.0		学習室	20.2	20
相談室	23.7		保健衛生室	19.3	
その他	130.1		その他	84.3	
計	278.0		計	382.0	

利用状況

事業名	年度	52	53	54
	勉強会	小学生	2,029人	2,042人
	中学生	2,028	1,348	1,729
計 (A)		4,057	3,390	4,269
着付・組紐講座		750	349	480
生花講座		563	657	628
手芸	〃	213	227	134
茶道	〃	156	83	133
民踊	〃	850	526	419
料理	〃	70	33	26
レクリエーション	〃	682	186	82
和裁	〃		166	171
民謡	〃		177	205
吟詠	〃		47	
書道・ペン習字	〃		293	502
編物	〃		363	345
園芸	〃		78	107
教養	〃		98	102
世話人	〃		68	
少年剣道			372	
計 (B)		3,284	3,723	3,334
福祉・職業・経営相談		14	8	6
保健衛生相談事業		184	97	247
説明会研修会等その他の事業		8,151	8,873	8,052
計 (C)		8,349	8,978	8,305
累計 (A) + (B) + (C)		15,690	16,091	15,908

民生

8 医療費助成制度

(1) 老人医療（昭和48年1月1日、国により実施）

対象者 本市に居住する70才以上の者
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者
 所得制限

扶養親族 の 数	本人の所得 制限基準額	扶養義務者 } の所得 配偶者 } 制限 基準額
0人	955,000 円	5,733,000 円
1人	1,305,000	5,982,000
1人増すごとに	290,000	213,000

実施状況 件数 360,436件
 経費 2,755,133千円 （昭和54年度）

(2) 寝たきり老人医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施、ただし昭和48年10月から国により実施）

対象者 本市に居住する65才以上70才未満の寝たきり老人
 受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者（身体障害が1.2.3級以上程度の者）
 所得制限 上記(1)と同じ
 実施状況 件数 }
 経費 } 上記(1)を含む

(3) 重度心身障害児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 20才未満の障害児（身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以下の精神薄弱児）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害児の養育者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 2,973件
 経費 9,874千円 （昭和54年度）

(4) 乳児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 乳児
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 77,023件
 経費 141,526千円 （昭和54年度）

(5) 重度心身障害者医療費助成（昭和53年10月1日実施）

対象者 20才以上65才未満の障害者（身体障害者手帳1級と2級の一部、知能指数20以下の精神薄弱者）
 受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害者

所得制限 世帯全員の所得の合計で、1人世帯5,733,000円に1人増すごとに213,000円を加算した額(老人扶養親族があるときは老人1人につき更に60,000円を加算した額)

実施状況 件数 5,022件 (昭和54年度)
経費 52,705千円

9 失業対策事業

(1) 在籍者の動向

区分 年度	年度当初在籍者数				年度末 在籍者数	内 訳					
	男	女	計	平均年齢		就職	自営業	移管	死亡	その他	計
50	415人	571人	986人	61.1才	965人	0人	14人	0人	6人	1人	21人
51	404	561	965	62.1	935	0	16	0	14	0	30
52	384	551	935	62.9	906	0	24	0	6	転入1	29
53	371	536	906	63.7	876	0	23	転出1	7	転入1	30
54	353	523	876	64.4	845	0	20	0	11	0	31

(2) 賃金・見舞金

ア 賃金

(昭55.4.1現在)

甲事業賃金表

賃金	作業区分			摘 要
	イ	ロ	ハ	
時間給	525	503	448	紹介対象者数 409人
日 額	3,152	3,021	2,689	留 保 者 数 39人
該当者数	32	399	17	在 籍 者 数 448人

(注) 甲事業賃金該当者は高齢または体力等の低い者

作業区分 「イ」作業管理員の補助作業、汚水、悪臭等による不快感の高い作業及び体力を要する作業

「ロ」イ及びハ以外の作業

「ハ」高齢等のため体力等が著しく低い者の従事する軽易な作業

乙事業賃金表

賃金	作業区分及び 能率区分		A		B		C	摘 要	
	1	2	1	2	1	2			
時間給	658	568	517	500	483		紹介対象者	375人	
日 額	4,606	3,977	3,620	3,504	3,383		留 保 者	22人	
該当者数	1	34	254	93	15		在 籍 者 数	397人	

(注) 乙事業賃金該当者は甲事業賃金該当者以外の者

作業区分 [A]高度の体力を要する作業(床掘り作業等)

[B]中程度の体力を要する作業(砂利散布、敷ならし作業等)

[C]A、B以外の作業

能率区分 [1]能率の高い者

[2]普通の能率の者

イ 見舞金（1人当たり）

（単位 円）

区分		52		53		54	
		甲	乙	甲	乙	甲	乙
夏 期	国	22,572	25,298	24,918	28,547	26,695	31,283
	県	11,500	11,500	12,900	12,900	14,500	14,500
	市	67,328	67,322	80,002	80,003	91,975	91,967
	計	101,400	104,120	117,820	121,450	133,170	137,750
年 末	国	56,071	62,815	61,640	70,617	66,035	77,385
	県	21,500	21,500	24,300	24,300	27,500	27,500
	市	107,509	107,505	120,840	120,833	133,445	133,445
	計	185,080	191,820	206,780	215,750	226,980	238,330

(3) 厚生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人当たり市より130,000円、県より80,000円、国より60,000円、計270,000円

就職等奨励金支給状況

区分			年度		50	51	52	53	54
熊 本 市	就 職 者	男	0	0	0	0	0	0	
		女	0	0	0	0	0		
	自営開業者	男	7	8	10	11	12		
		女	7	8	14	12	8		
	計		14	16	24	23	20		
熊 本 県	就 職 者	男	0	0	0	0	0		
		女	0	0	0	0	0		
	自営開業者	男	4	1	6	2	4		
		女	3	4	1	1	3		
	計		7	5	7	3	7		
合 計			21	21	31	26	27		

イ 共済会

失業対策事業に就労する労務者で組織する各組員の互助共済及び福祉増進を図ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当たり 300円

10 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）

(1) 世帯数及び被保険者数

区分	50	51	52	53	54
総世帯数	161,597	164,222	158,783	161,387	164,138
被保険者世帯数	55,210	57,427	59,672	63,294	63,872
加入率(%)	34.15	34.97	37.58	39.22	38.91
総人口	476,266	483,307	504,401	510,339	516,298
被保険者数	153,506	157,657	161,704	167,619	167,528
加入率(%)	32.22	32.62	32.06	32.84	32.45

(注) 総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

(2) 保険料賦課徴収状況

区 分		年 度					
		5 0	5 1	5 2	5 3	5 4	
現 年 度 分	調 定 額 (円)	2,181,066,470	2,531,462,180	3,104,593,340	4,398,374,330	5,807,415,290	
	収 入 済 額 (〃)	2,105,146,220	2,438,015,066	2,954,000,979	4,097,400,359	5,361,330,080	
	収 納 率 (%)	96.52	96.31	95.15	93.16	92.32	
過 年 度 分	調 定 額 (円)	86,601,562	132,429,885	187,777,695	275,726,900	482,982,908	
	収 入 済 額 (〃)	25,805,546	39,861,050	55,594,200	59,842,555	100,980,610	
	収 納 率 (%)	29.80	30.10	29.61	21.70	20.91	
計	調 定 額 (円)	2,267,668,032	2,663,892,165	3,292,372,595	4,674,101,230	6,290,398,198	
	収 入 済 額 (〃)	2,130,951,766	2,477,876,116	3,009,595,179	4,157,242,914	5,462,310,690	
	収 納 率 (%)	93.97	93.02	91.41	88.94	86.84	
賦 課 期 日		4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	
徴 収 回 数		12	12	12	12	12	
保 險 料 額	被保険者1人当たり(円)		14,201	15,530	19,199	26,240	34,665
	1 世帯 当たり	最 高 (円)	120,000	150,000	170,000	190,000	220,000
		最 低 (〃)	7,660	4,840	6,680	10,060	14,040
		平 均 (〃)	39,627	44,334	52,028	70,883	90,923
保 險 料 率	所 得 割 (%)	4.60	4.80	4.90	6.50	7.50	
	均 等 割 (円)	5,500	5,800	7,000	9,500	13,200	
	平 等 割 (〃)	5,100	5,400	6,400	8,600	11,700	
賦 課 割 合	所 得 割 (%)	58.07	62.04	59.00	61.88	60.93	
	均 等 割 (〃)	31.50	28.39	30.72	28.43	29.18	
	平 等 割 (〃)	10.43	9.57	10.28	9.69	9.89	

(3) 給付状況

区 分		年 度				
		5 0	5 1	5 2	5 3	5 4
給 付 割 合	世 帯 主 (割)	7	7	7	7	7
	家 族 (〃)	7	7	7	7	7
療 養 諸 費	件 数	917,898	978,976	1,030,169	1,049,483	1,101,491
	費 用 (円)	9,255,255,839	11,683,816,278	14,042,743,102	17,303,259,497	19,699,505,189
助 産 費	件 数	1,951	1,866	1,917	1,896	1,831
	費 用 (円)	76,200,000 (40,000)	74,640,000 (40,000)	92,400,000 10月より(60,000)	111,720,000 (60,000)	119,960,000 10月より(80,000)
育 児 費	件 数	460	11	0	0	0
	費 用 (円)	548,000 (200×6ヵ月)	13,200 (200×6ヵ月)	0	0	0
葬 祭 費	件 数	1,224	1,090	1,187	1,268	1,333
	費 用 (円)	5,547,000 (5,000)	5,420,000 (5,000)	10,995,000 10月より(10,000)	12,580,000 (10,000)	13,330,000 (10,000)
給 付 費 合 計	件 数	921,533	981,943	1,033,273	1,052,647	1,104,655
	費 用 (円)	9,337,550,839	11,763,889,478	14,146,138,102	17,427,559,497	19,832,795,189
は り あ ん ま 施 術	件 数	59,222	66,781	80,466	86,386	69,984
	費 用 (円)	20,725,140 (350)	28,048,020 (420)	48,279,600 (600)	63,062,250 (730)	78,987,720 (840)

(注) ()内は1件当たり給付額、育児費は昭和50年度より廃止につき昭50.4.1以前の給付権発生分 昭50.10.1あんま施術 実施

(4) 診療費・諸率

区 分 \ 年 度	50	51	52	53	54
受 診 率 (%)	587.82	611.58	623.83	634.48	633.58
1 件 当 たり 日 数	4.2	4.2	4.2	4.3	4.3
1 件 当 たり 費 用 額 (円)	10,196	12,085	13,821	16,503	18,382
1 人 当 たり 費 用 額 (〃)	59,934	73,907	86,219	104,709	116,454
1 人 当 たり 受 診 日 数	25	26	26	26	27
1 日 当 たり 費 用 額 (円)	2,402	2,877	3,259	3,907	4,252
1 世 帯 当 たり 費 用 額 (〃)	167,248	203,200	233,644	273,379	308,422
出 生 率 (%)	12.7	11.8	11.9	11.3	11.0
死 亡 率 (%)	8.0	6.9	7.3	7.6	8.0

(5) 納付組織

名 称 国民健康保険会

組 織 数 610

加 入 状 況 100%

事 務 費 (保険会長の事務費)

○当該月に係る保険料を当該月の1日から翌月の4日までに完納したとき、保険料領収書1枚につき70円

○当該月に係る保険料を翌月の5日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき35円

11 国民年金(昭和34年8月22日事業開始)

(1) 拠出年金被保険者状況

区 分 \ 年 度		50	51	52	53	54
被 保 険 者	強 制 加 入 者	74,897	74,261	75,658	76,828	77,522
	任 意 加 入 者	28,846	30,571	32,615	35,099	36,233
	計	103,743	104,832	108,273	111,927	113,755
保 免 除 料 者	法 定 免 除 者	3,108	8,185	2,145	2,285	3,541
	申 請 免 除 者	2,528	2,232	2,192	2,609	2,902
	計	5,636	5,417	4,337	4,894	6,443
免 除 率 (%)		7.5	7.3	5.7	6.4	8.3

(2) 拠出制年金受給者及び支給年金額

区 分 \ 年 度	52		53		54	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齡 年 金	13,188	2,793,971,400円	14,989	3,411,127,000円	16,590	4,052,837,400円
通 算 老 齡 年 金	911	74,640,400	1,346	114,104,400	1,778	146,017,600
障 害 年 金	447	218,982,600	517	270,206,200	588	318,109,000
母 子 ・ 準 母 子 年 金	376	167,265,600	387	183,440,700	397	194,753,200
遺 児 年 金	13	4,404,000	15	5,598,000	18	6,768,700
募 婦 年 金	109	11,195,300	123	14,030,300	135	16,339,400
計	15,044	3,270,459,300	17,377	3,998,506,600	19,506	4,734,825,300

(3) 検認実施状況

年度 区分	50	51	52	53	54
検認対象月数	958,960	1,011,231	1,053,265	1,085,455	1,098,393
検認実施月数	909,519	957,839	1,006,333	1,030,779	1,042,604
前納月数	577	491	267	248	269
検認率(%)	94.9	94.8	95.6	95.0	94.9

(4) 納付組合（昭55.4.1現在）

納付組合設置数 502組合
 組合員数 61,237人
 組織率 89.3%
 手数料 取扱い1カ月につき40円

(5) 福祉年金受給該当者状況

年度 区分	50		51		52		53		54	
老 齢	17,919	88.8%	17,164	87.8%	16,695	86.9%	15,768	85.8%	15,098	84.92%
障 害	2,232	11.1	2,358	12.1	2,507	13.0	2,597	14.1	2,678	15.06
母 子	14	0.1	14	0.1	15	0.1	9	0.1	3	0.02
準母子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	20,166	100	19,536	100	19,217	100	18,374	100	17,779	100

(6) 福祉年金受給状況

年度 区分		52			53			54		
		全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 齢	件 数	15,236	240	15,476	14,445	257	14,702	13,626	279	13,905
	金額(円)	2,742,408	18,374	2,760,782	2,860,110	20,891	2,881,001	3,269,844	26,614	3,296,458
障 害	件 数	2,401	7	2,408	2,494	11	2,505	2,564	16	2,580
	金額(円)	608,580	997	609,577	692,912	1,574	694,486	859,560	2,440	862,000
母 子	件 数	12	1	13	7	1	8	3	0	3
	金額(円)	2,856	183	3,039	1,639	215	1,854	960	0	960
計	件 数	17,649	248	17,897	16,946	269	17,215	16,193	295	16,488
	金額(円)	3,353,844	19,554	3,373,398	3,554,661	22,680	3,577,341	4,130,364	29,054	4,159,418

民生

12 戸籍・住民

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

年度 区分			53			54		
			本庁	支所	計	本庁	支所	計
住民 登 録	人 口	男	170,156	69,291	239,447	170,499	72,091	242,590
		女	183,689	74,021	257,710	183,563	76,686	260,249
		計	353,845	143,312	497,157	354,062	148,777	502,839
	世帯数	127,887	42,768	170,655	128,919	44,450	173,369	
外 登 人 録	人	1,121		1,121	1,150		1,150	
	世帯数							
配 給	人 口	消費	353,845	119,456	473,301	356,305	126,961	483,266
		生産		21,230	21,230		17,619	17,619
		計	353,845	140,686	494,531	356,305	144,580	500,885
	世 帯 数	消費	127,887	37,081	164,968	130,886	40,258	171,144
		生産		5,035	5,035		3,899	3,899
		計	127,887	42,116	170,003	130,886	44,157	175,043

(2) 各種事務受理件数

年度 区分			53			54		
			本庁	支所	計	本庁	支所	計
戸 籍	出生	8,197	2,410	10,607	7,876	2,493	10,369	
	死亡	2,913	482	3,395	3,147	522	3,669	
	婚姻	4,993	1,407	6,400	4,940	1,485	6,425	
	離婚	933	198	1,131	886	237	1,123	
	転籍	2,255	591	2,846	2,127	657	2,784	
	認知	116	29	145	104	19	123	
	養子縁組	328	76	404	331	107	438	
	養子離縁	85	20	105	73	17	90	
	入籍	621	114	735	680	178	858	
	分籍	89	18	107	66	16	82	
	その他	932	273	1,205	961	301	1,262	
	計	21,462	5,618	27,080	21,191	6,032	27,223	
住 民 登 録	転入	17,790	5,288	23,078	17,431	5,341	22,772	
	転出	17,224	4,633	21,857	16,631	4,859	21,490	
	転居	20,366	8,521	28,887	19,978	8,126	28,104	
	その他	14,760	8,049	22,809	15,047	3,503	18,550	
	計	70,140	26,491	96,631	69,087	21,829	90,916	
印 鑑 登 録	新規	36,669	17,325	53,994	31,920	12,407	44,327	
	廃止	1,909	819	2,728	2,742	1,198	3,940	
	亡失	857	456	1,313	1,246	572	1,818	
	計	39,435	18,600	58,035	35,908	14,177	50,085	
外 登 人 録	新規	150		150	226		226	
	変更その他	1,492		1,492	1,390		1,390	
	計	1,642		1,642	1,616		1,616	

(3) 各種証明取扱枚数

年度	区分	本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
53	戸籍関係	76,144	4,985	81,129	23,183	1,594	24,777	99,327	6,579	105,906
	住民票関係	206,733	7,024	213,757	87,591	1,865	89,456	294,324	8,889	303,213
	印鑑証明	279,332	229	279,561	117,789	256	118,045	397,121	485	397,606
	転出証明書	17,204	135	17,339	4,668	5	4,673	21,872	140	22,012
	その他証明関係	37,375	2,625	40,000	10,290	84	10,374	47,665	2,709	50,374
	計	616,870	14,999	631,869	243,530	3,804	247,334	860,400	18,803	879,203
54	戸籍関係	75,203	4,904	80,107	23,328	1,721	25,049	98,531	6,625	105,156
	住民票関係	214,087	7,194	221,281	81,937	1,847	83,784	296,024	9,041	305,065
	印鑑証明	283,290	191	283,481	123,843	1	123,844	407,133	192	407,325
	転出証明書	16,550	199	16,749	4,867	9	4,876	21,417	208	21,625
	その他証明関係	14,397	24,707	39,104	3,422	6,567	9,989	17,819	31,274	49,093
	計	603,527	37,195	640,722	237,397	10,145	247,542	840,924	47,340	888,264

13 住 民 組 織

(1) 町内自治会の結成状況

年	学校区	自治会(A)	組 数	文書配布世帯数(B)	文書配布世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$	結成率(%)
51	51	503	12,500	145,000	288	100
52	53	513	13,060	147,000	287	100
53	53	514	13,354	152,052	296	100
54	55	524	13,850	156,018	298	100
55	55	526	14,317	167,217	317	100

(2) 委託事務内容

広報紙(市政だより等)、回覧文書、一般文書(印刷文書)の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯 月 35円

(4) 補助金

町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治活動に資するための補助金であり、次の基準により交付する

町内自治振興補助金交付基準	金 額
200世帯以下の町内	年 45,000円
201世帯以上400世帯以下の町内	50,000
401世帯以上800世帯以下の町内	55,000
801世帯以上の町内	60,000

町内防犯灯補助金として、防犯灯を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する

防犯灯数 55年度 約13,000灯

補助基準 1灯につき年額1,400円

14 住居表示整備事業実施状況

(昭55.4.1現在)

種別 区分	整備区域	面積	対象件数	実施期日
1次	東子銅町 西子銅町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通1丁目~2丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	㎡ 1,281,000	件 6,576	昭 40.4.1
2次	妙体寺町 坪井1丁目~3丁目 本丸千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町1丁目~4丁目	1,607,760	4,695	40.1.1
3次	新屋敷1丁目~3丁目 大江1丁目~6丁目	1,621,290	4,745	41.7.1
4次	新大江1丁目~2丁目 大江2丁目(追加) 大江本町 白山1丁目~3丁目 岡田町 菅原町 九品寺1丁目~6丁目 本荘2丁目~4丁目 南熊本1丁目~3丁目	1,973,800	8,838	42.7.1
5次	本荘5丁目~6丁目 南熊本4丁目~5丁目 二本木1丁目~5丁目 春日1丁目~2丁目 田崎本町	1,214,000	6,810	43.1.1
6次	迎町1丁目~2丁目 弥生町 琴平1丁目~2丁目 琴平本町 南熊本5丁目(追加) 内坪井町 壺川1丁目~2丁目 京町1丁目~2丁目 京町本丁 上熊本1丁目~2丁目 段山本町 春日3丁目~5丁目	2,333,000	8,147	44.8.1
7次	水前寺1丁目~6丁目 水前寺公園 神水1丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺1丁目(追加) 本荘1丁目	2,524,000	8,980	45.10.1
8次	坪井4丁目~6丁目 薬園町 子飼本町 空園町 黒髪1丁目~8丁目 水上前寺1丁目~2丁目	2,843,000 (1,648,000)	10,626 (606)	47.4.1
9次 (前期)	国府1丁目~4丁目 国府本町 出水1丁目~8丁目 江津1丁目~2丁目 八王寺町 萩原町	2,359,000 (2,221,000)	7,657 (1,105)	47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東1丁目~3丁目 新生1丁目~2丁目 水源1丁目~2丁目 栄町 南町 広木町 若葉1丁目~6丁目	2,666,000 (110,000)	8,888	48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田1丁目~4丁目 池亀町 花園1丁目~7丁目 上熊本3丁目 島崎1丁目~7丁目 戸坂町	7,528,000 (6,063,000)	14,872 (93)	49.10.1
11次	新大江3丁目 神水2丁目 尾ノ上1丁目~2丁目 錦ヶ丘 健軍1丁目、2丁目、4丁目、5丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷1丁目~2丁目	3,870,000	10,668	50.10.1
12次	帯山1丁目~5丁目 保田窪1丁目~2丁目	1,210,000	4,703	51.10.1
13次	渡鹿1丁目~7丁目 大江1丁目(追加)	970,000	4,188	52.10.1
14次	田崎1丁目~3丁目 八島1丁目~2丁目 健軍本町 健軍3丁目 本荘5丁目(追加)	1,115,000	2,928	53.10.1
15次	横手1丁目~5丁目	900,000	2,505	54.10.1
16次	大江町大字本	80,000	700	55.10.1 (予定)

(注) ()は町界町名変更のみ

15 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は260人で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時に街頭指導を行うとともに地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待遇

- 謝礼金として年間15,000円を支払う
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット
略帽・警笛つり・ネクタイ
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、演劇会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

母の会の結成

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、各地域ごとに交通安全母の会の結成をはかる。

結成数

9 グループ

主な活動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすとともに、現在はスクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するものに就学援助金を支給するため総額2,483万円の基金を積立している。

オ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほか毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている

交通事故相談件数

年	件数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
50	653	500	153	606	47	0
51	1,067	798	269	995	72	0
52	1,094	552	156	1,021	73	0
53	1,147	505	172	1,069	78	0
54	962	730	232	914	48	0

相談内容件数

(昭和54年度)

相 談 内 容	賠償責任者	賠償額の算定	過失程度	示談の仕方	示談後の変更取消	債務不履行	自賠保険請求等	労災社会保険使用	訴訟調停の利用	身体障害の更生	生計の維持	福祉施設利用	各種援護措置利用	電話による応接	その他
相談件数	11	82	39	129	—	3	134	34	44	—	—	—	3	—	5

(2) 交通安全施設等設置状況

工 種	5 0		5 1		5 2		5 3		5 4	
	延長又 はカ所	事業費 千円								
歩 道	8,296 m	97,680	4,822 m	69,216	6,748 m	116,572	7,879 m	119,557	8,888 m	154,197
横断歩道橋										
道路照明	20基	3,050	6基	811			14基	1,909	10基	1,480
防護柵	4,699 m	29,917	7,011 m	50,746	6,953 m	53,107	6,919 m	47,915	5,311.9 m	44,216
交差点改良	1カ所	3,100	5カ所	10,245	1カ所	648	1カ所	1,680	4カ所	12,532
視巨改良	2カ所	3,228	1カ所	4,350						
区画線	19,866 m	5,600	31,052 m	10,465	47,343 m	10,999	21,388 m	6,513	19,133 m	7,784
道路標識	8基	400	10基	5,863						
道路反射鏡	169基	4,438	149基	3,982	210基	5,525	218基	6,225	225基	6,633
視線誘導標					1,613本	1,000				
自転車道	573 m	6,308			737 m	9,478	1,327 m	56,865		
そ の 他		2,562				6,488		4,353		6,040
計	—	156,283	—	155,678	—	203,817	—	245,017	—	232,882

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方 式 市 直 営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 加入状況

年度	区分	加入者	会費収入
5 0		78,397	36,668,350円
5 1		103,619	48,401,235
5 2		128,800	59,414,040
5 3		139,448	64,327,640
5 4		154,129	71,183,060

(注) 各年度加入者には会費免除者(生存)を含む

イ 会 費

(昭45.4.1改正)

共 済 期 間	中学生以下	一 般
4月1日から翌年3月31日まで	360円	500円
7月1日から翌年3月31日まで	300	420
10月1日から翌年3月31日まで	240	340
1月1日から 3月31日まで	180	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)
小学1年生の会費は市負担(昭和52年4月より実施)

ウ 共済見舞金

死亡見舞金 1,000千円

傷害見舞金 基礎額10,000円と治療実日数1日につき500円を加算する
(90,000円を限度とする)

弔慰見舞金 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、5,000円(市負担)を支払う

エ 給付状況

(昭和54年度)

等級	傷害の程度	共済見舞金基準額	件数	支給金額	
1	死亡した場合	1,000,000円以内	17	15,950 ^{千円}	
2	入院	全治6ヵ月以上の傷害	14	1,990	
	通院	を受けた場合	11	1,450	
3	入院	全治5ヵ月以上の傷害	20	2,120	
	通院	"	5	1,200	
4	入院	全治4ヵ月以上の傷害	36	2,800	
	通院	"	17	1,860	
5	入院	全治3ヵ月以上の傷害	60	3,600	
	通院	"	19	2,105	
6	入院	全治2ヵ月以上の傷害	107	4,280	
	通院	"	47	2,500	
7	入院	全治1ヵ月以上の傷害	171	4,260	
	通院	"	103	3,170	
8	入院	全治1ヵ月未満の傷害	220	3,300	
	通院	"	261	5,300	
弔慰見舞金		会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡した場合	5,000円	0	0
計	入院		645	38,300	
	通院		463	17,585	
	計		1,108	55,885	

(4) 市内交通事故の推移

区分 年	人身事故		死者		負傷者	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数
50	3,349	100	25	100	4,109	100
51	3,175	94	18	72	3,904	95
52	3,075	91	23	92	3,855	93
53	3,069	91	20	80	3,785	92
54	2,888	86	17	68	3,460	84

16 市営駐車場

名称	熊本市役所駐車場	市営花畑駐車場	市営熊本城二の丸駐車場																			
所在地	熊本市下通1丁目1番8号	熊本市花畑町4番18号	熊本市二の丸2番3号																			
開設年月	昭和55年4月	昭和47年1月	昭和49年7月																			
総面積	8,054㎡	2,568㎡	2,563.9㎡																			
収容台数	363 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>2階</td><td>50台</td><td>5階</td><td>62台</td></tr> <tr><td>3階</td><td>62</td><td>6階</td><td>62</td></tr> <tr><td>4階</td><td>62</td><td>屋階</td><td>65</td></tr> </table>	2階	50台	5階	62台	3階	62	6階	62	4階	62	屋階	65	82 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>地下</td><td>41台</td></tr> <tr><td>地上</td><td>41</td></tr> </table>	地下	41台	地上	41	260台			
2階	50台	5階	62台																			
3階	62	6階	62																			
4階	62	屋階	65																			
地下	41台																					
地上	41																					
供用日	1月4日から 12月31日まで	1月1日から 12月31日まで	1月1日から 12月28日まで																			
供用時間	月曜日から金曜日 まで(休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	午前0時から	4月1日から 9月30日まで	午前8時から 午後6時30分まで																	
	土曜日、日曜日及 び休日	午前8時30分から 午後10時まで	午後12時まで	10月1日から 翌年3月31日まで	午前8時から 午後5時30分まで																	
入庫できる時間	月曜日から金曜日 まで(休日を除く)	午前8時30分から 午後4時30分まで	午前8時から	4月1日から 9月30日まで	午前8時から 午後5時30分まで																	
	土曜日、日曜日及 び休日	午前8時30分から 午後9時まで	午後11時まで	10月1日から 翌年3月31日まで	午前8時から 午後4時30分まで																	
出庫できる時間	月曜日から金曜日 まで(休日を除く)	供用時間中	午前5時から	4月1日から 9月30日まで	供用時間中																	
	土曜日、日曜日及 び休日	供用時間中	午後11時まで	10月1日から 翌年3月31日まで	供用時間中																	
駐車料金	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円 ○規則で定める用務先確認印がある場合については、第1号の規定にかかわらず駐車を開始した時から1時間以内は無料とする ○駐車場の閉鎖時刻までに出入庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する	車両区分 料金区分			車両区分 料金区分			バス	普通自動車	自動二輪車												
		基本料金	30分未満	普通自動車 小型自動車 円 100	軽自動車 円 50	基本料金	2時間以下	円 500	円 200	円 100												
		超過料金	30分以上 30分につき	50	50	超過料金	2時間を超える場合は1時間ずつごとに	200	100	50												
		特別料金	30分	25	20	普通料金	午前8時から午後11時までの間に入庫し、出庫するもの															
				特別料金	午後5時以降に入庫し、翌日の午前5時から午前8時までの間に出入庫するもの																	
営業概要 (昭和54年度)	(昭和55年4月開設)	車両区分					車両区分															
		普通自動車	軽自動車	公用車関係	合計	自動二輪車	バス	普通自動車	合計													
		台数 台	75,417	8,610	4,004	88,031	台数 台	322	27,383	134,621	162,226											
収入 円	28,674,650	2,237,660	21,894,300	52,806,610	収入 円	28,900	13,611,900	33,374,900	47,015,700													
市庁舎移転ならびに庁舎分館に伴い、公用車、議会関係車、広報関係車、出先機関の専用駐車場として使用した																						

民生

